

産業廃棄物収集運搬委託基本契約約款（約款A）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
<p>第1条～第2条第2項（変更なし）</p> <p>第2条</p> <p>3 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管については表2の通りとする。ただし、積替保管を行う場合は、乙は甲に対して、事前に通知を行うものとする。積替保管は法令に基づき、かつ、委託契約書で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。<u>この場合、安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。また、積替保管の場所において手選別を行うことがあり得るものとする。</u></p> <p>4 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、委託契約書にその旨を記載する。</p> <p>第3条～第8条（変更なし）</p> <p>第9条第1項 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の料金を支払う。<u>ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。</u></p> <p>第9条第2項～第13条（変更なし）</p> <p>第14条 本契約の末尾に記載された表1ないし表2に記載された事項の変更や廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令の改正等により本契約の内容に変更の必要が生じたときは、その範囲において契約の内容を変更することがある。変更については、乙のホームページにその内容を記載する。</p> <p>第15条第～第16条、表1（変更なし）</p> <p>表2 積替保管（2行目2列目） 積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類及び保管上限</p> <p>表3 <u>削除</u></p> <p>表4 <u>削除</u></p> <p style="text-align: right;">(2018年6月1日)</p>	<p>第1条～第2条第2項（省略）</p> <p>第2条</p> <p>3 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管については表2の通りとする。ただし、積替保管を行う場合は、乙は甲に対して、事前に通知を行うものとする。積替保管は法令に基づき、かつ、委託契約書で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。<u>この場合、乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。</u></p> <p>4 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合である場合は、委託契約書にその旨を記載する。</p> <p>第3条～第8条（省略）</p> <p>第9条第1項 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の料金を支払う。</p> <p>第9条第2項～第13条（省略）</p> <p>第14条 本契約の末尾に記載された表1ないし表4に記載された事項の変更や廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令の改正等により本契約の内容に変更の必要が生じたときは、その範囲において契約の内容を変更することがある。変更については、乙のホームページにその内容を記載する。</p> <p>第15条第～第16条、表1（省略）</p> <p>表2 積替保管（2行目2列目） 積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類</p> <p>表3 （省略）</p> <p>表4 （省略）</p> <p style="text-align: right;">(2018年4月27日)</p>

産業廃棄物収集運搬委託基本契約約款（約款A）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

<p>第1条～第3条第1項⑤（変更なし）</p> <p>第3条第1項</p> <p>④日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項</p> <p>第3条第1項⑦～第16条、表1（変更なし）</p> <p>表2 積替保管 積替保管施設の所在地</p> <p>②に関して地番から住居表示への変更</p> <p>②大阪府大阪市西成区津守3丁目8番6号</p> <p>(2020年12月3日)</p>	<p>第1条～第3条第1項⑤（省略）</p> <p>第3条第1項</p> <p>④日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項</p> <p>第3条第1項⑦～第16条、表1（省略）</p> <p>表2 積替保管 積替保管施設の所在地</p> <p>②大阪府大阪市西成区津守3丁目117番76号</p> <p>(2018年6月1日)</p>
<p>第1条～第16条、表1、表2（変更なし）</p> <p>表3 運搬の最終目的地たる処分事業場（追加）</p> <p>(2022年3月9日)</p>	<p>第1条～第16条、表1、表2（省略）</p> <p>(2020年12月3日)</p>
<p>第1条～第16条</p> <p>表1 乙の事業の範囲</p> <p><u>川崎市を削除</u></p> <p>表2 積替え保管</p> <p><u>神奈川県川崎市川崎区扇町5番11を削除</u></p> <p>表3 運搬の最終目的地たる処分事業場</p> <p>三友プラントサービス株式会社</p> <p>代表取締役 <u>小松 源</u></p> <p>早来工営株式会社</p> <p>住所 <u>北海道勇払郡安平町早来新栄20-1</u></p> <p>(2024年4月1日)</p>	<p>第1条～第16条</p> <p>表1</p> <p>(省略)</p> <p>表2</p> <p>(省略)</p> <p>表3 (省略)</p> <p>(2022年3月9日)</p>
<p>第1条～第16条、表1、表2（変更なし）</p>	<p>第1条～第16条、表1、表2（省略）</p>

産業廃棄物収集運搬委託基本契約約款（約款A）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

<p>表3 運搬の最終目的地たる処分事業場 <u>CNW 事業部を追加</u></p> <p>(2024年5月1日)</p>	<p>表3 (省略)</p> <p>(2024年4月1日)</p>
<p>第1条～第16条、表1、表2 (変更なし)</p> <p>表3 運搬の最終目的地たる処分事業場 <u>早来工営株式会社 早来支店を削除</u></p> <p>(2024年7月17日)</p>	<p>第1条～第16条、表1、表2 (省略)</p> <p>表3 (省略)</p> <p>(2024年5月1日)</p>